

第2 横浜市地域療育センター運営事業

地域における療育の中核機関として、各担当エリアの児童に対して専門的療育を行うとともに、幼稚園・保育所をはじめとする関係機関への技術支援を行います。

今年度は、第2期指定管理期間（5年間）の中間年度にあたり、事業団小児部門で統一して実施している満足度調査の結果を踏まえ、あらためて利用児や保護者、関係機関の多様なニーズに的確に対応することを念頭に置きながら、事業を進めます。

また、平成22年度に北部地域療育センターにおいてスタートした児童デイサービス事業について、今年度は新たに戸塚地域療育センター、西部地域療育センターにおいて、それぞれ東戸塚、鶴ヶ峰に事業所を開き、同事業を開始します。

1 横浜市戸塚地域療育センター運営事業

1-1 横浜市戸塚地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、治療・訓練・集団活動を統合した療育を実施します。

原則として、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。4～5歳児は単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族参観等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる療育環境の整備などをおして、利用者満足度の向上を図ります。

イ 保護者支援については、安定した家庭生活が送れるよう、保護者面談や家庭訪問等をおして、より具体的な支援を行います。

ウ 増加している要医療重症児に対して、主治医のいる医療機関や地域資源と連携し、必要なスタッフ、設備の整備に努力しながら、保護者が安心でき、安定した療育環境を目指すとともに、療育プログラムの充実を図ります。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況に合わせた集団及び個別でのプログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替え等日常生活能力の向上や健康の増進を図るための支援を、家庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

ウ 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等の遊びを取り入れた療育を実施します。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族参観等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

オ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、近隣施設と合同で実施する秋まつりなど季節感のある行事を実施します。

カ 近隣保育園との交流

利用者のサービス向上や関係機関とのネットワークの強化を目的として、近隣保育園との交流を検討します。

1-2 横浜市戸塚地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の知的障害児等を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。4～5歳児は単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族参観等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。なお、今年度は12クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる療育環境の整備などを通して、利用者満足度の向上を図ります。

イ 保護者支援については、安定した家庭生活が送れるために、保護者面談や家庭訪問等を通して、より具体的な支援を行います。また、参加ニーズが高い父親教室については実施回数を増やします。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、プール遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かしたプログラム及び個々の児童の発達状況に合わせた個別プログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替え等日常生活能力の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族参観等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、近隣施設と合同で実施する秋まつり等季節感のある行事を実施します。

1-3 横浜市戸塚地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行うとともに、当センターの各部門が必要とする医療に関する専門機能を提供し、必要に応じ地域の医療機関との連携を図ります。また、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

- ア 利用希望児の急激な増加に対して、適切な初診枠を設定するとともに、再診枠を含めた診察枠の柔軟な運用を図ります。
- イ 初診後、次のサービスを待っている保護者支援の一環である療育講座の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズに応えられるよう、個別訓練と保護者教室を組み合わせた保護者支援プログラムの実施等サービスのバリエーションを拡大します。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、摂食・嚥下機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来集団療育

小集団の形態で、早期療育に導入する際に必要な児童の評価と保護者への支援を行います。また、グループ卒園児へのフォローに力を入れます。

カ 保護者教室

保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。今年度も、初診後間もない保護者、外来グループの利用を待つ保護者への講座等を継続します。また、学齢障害児支援事業の一環としての学齢保護者教室も充実させます。今年度は、より多くの保護者が参加できるよう、周知方法を工夫するとともに、センター全体で保護者教室のさらなる体系化を図ります。

1-4 横浜市戸塚地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、戸塚・栄・泉区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。

幼稚園・保育所訪問や療育セミナーの開催をとおして、関係機関への支援を行い、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図るとともに、小学校における発達障害児等への対応を支援するための学校支援事業については、教育委員会等関係機関と連携をしながら、その機能のさらなる充実を図ります。また、担当区の関係機関が実施する障害児支援に関する事業への協力を行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア センターの初診を待っている保護者への支援の一環として、保護者教室を試行するとともに、集団活動と個別面談を組み合わせたプログラムも試行します。

イ 地域ケアプラザ等が実施する障害児の余暇支援事業等への協力などを通して、これまでセンターが培ってきた発達障害児に対するノウハウを地域に提供できる体制を整備します。

(3) 事業内容

ア 療育相談

戸塚・栄・泉区の福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、4 か月及び1 歳 6 か月乳幼児健診と連携した障害の早期発見のための療育相談を、区福祉保健センターのスタッフと合同で、原則として各区月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会に専門職員を派遣して、相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行います。関係機関との連携を深めることにより、センター利用児のスムーズな地域への移行や障害児の地域での対応が期待できることから、技術協力の充実を図ります。

今年度も、訪問時期や回数など、園からのニーズに応えられるよう業務を調整して対応します。

ウ 区福祉保健センター、児童相談所等との連携強化

障害児の地域での生活を支援するため、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援教育総合センター等との連携を強化するとともに、これら関係機関相互の情報交換、連絡調整の場として、連絡調整会議を定期的を開催します。

また、よりきめ細かな援助が必要な家族のために、それぞれの管轄の児童相談所との検討会等を開催します。

エ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問し、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー

戸塚・栄・泉区における幼稚園・保育所等の関係機関・施設スタッフ等に対して、障害児に対する理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に関する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として開催します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、療育センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修を実施します。

具体的には、教職員に対して教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等について、教育委員会等関係機関と連携をしながら行います。

キ 担当区関係機関が実施する事業への協力

担当区の地域ケアプラザ等が実施する学齢障害児余暇・放課後支援事業、区福祉保健センターが実施するペアレントサポート等、障害児支援に関する事業に協力します。

ク 地域ニーズ対応事業

担当エリアにおける地域特有のニーズに対応するため、並行通園している園への担任や担当者による訪問、乳児期の肢体不自由児の保護者に対する育児支援等を実施します。

1-5 横浜市戸塚地域療育センター分室（うみ）

(1) 運営方針

分室（うみ）は、通園施設における集団療育の利用希望者の急増に対応するための施設として整備され、主に戸塚・栄・泉区の障害のある児童を対象に、週1～2回程度の集団療育を実施します。

原則として親子通園の形態により、個々の障害特性及び療育ニーズに応じた専門的な療育プログラムを提供します。

施設の運営については、戸塚センター本体と一体的に行い、職員の療育技術の向上と、関係する他部署の職員との連携の充実に努めます。

なお、今年度は7クラス実施します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる体制の強化などを通して、利用者満足度の向上を図ります。

イ 地域の幼稚園・保育所に通いながら分室を利用する並行利用児が多いことから、園支援について、保護者や園のニーズに的確に応えられるよう積極的に園訪問を行うなど連携をさらに強化し、利用者満足度を向上させます。

(3) 定員（日々）12人（利用実人数30人）

(4) 事業内容

ア 集団活動・個別活動

感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況に合わせた個別活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加や個別面談・保護者教室等を通じて、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

ウ 幼稚園・保育所への連携・支援

地域の幼稚園・保育所に通いながら分室を利用する児童に対しては、在籍している園に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行うなどの連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の高機能発達障害児に対して、一人ひとりが自信をもって、安心して生活ができるよう支援することを目指して、週1回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。今年度は6クラス、利用実人数33人で開始しますが、年度途中からの利用開始についても検討・調整します。

施設の運営については、戸塚センター本体と一体的に行い、職員の療育技術の向上と、関係する他部署の職員との連携の充実に努めます。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア これまで当事業団や戸塚センターが構築してきた、高機能発達障害児に対するプログラムを充実・発展させます。

イ 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するための療育プログラムを実施します。また、児童と保護者が、安全で安心して通うことができる体制を考慮し、利用者満足度の向上を図ります。

ウ 地域の幼稚園・保育所に通いながら利用する児童が多いことから、積極的に園訪問を行うなど、保護者や園のニーズに的確に応えられるよう連携を図ります。

(3) 定員（日々） 12人（利用実人数48人）

(4) 通園設定日数 158日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特性からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、児童たちが「できた」、「もっとやりたい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動・個別活動

コミュニケーション能力の向上、社会性の育成、情緒の発達、感覚・認知能力の向上等を目標に、ルール遊び、運動遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況に合わせた個別活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加や個別面談・保護者教室等を通じて、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

ウ 幼稚園・保育所への連携・支援

地域の幼稚園・保育所に通いながら児童デイサービスを利用する児童に対しては、在籍している園に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行うなどの連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。